

平成 30 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 30 年 7 月 26 日（木） 中央合同庁舎第 2 号館 共用 10 階会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
抽出案件	4 件（対象案件 397 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

公的な役割を担う法人に関する調査研究

契約相手方：（一財）行政管理研究センター

契約金額：4,974,480 円（落札率 99.8%）

契約締結日：平成 30 年 2 月 5 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
（有川委員） 2 者から見積書を取ったとのことだが、いつの時点でどの業者から徴収したのか。	見積書を徴収したのは（株）富士通総研と（一財）行政管理研究センターの 2 者である。 （株）富士通総研は平成 29 年 12 月 13 日に依頼し、平成 29 年 12 月 18 日に提出があった。 （一財）行政管理研究センターは平成 29 年 12 月 13 日に依頼し、平成 29 年 12 月 19 日に提出があった。
（有川委員） 総合評価落札方式により採用された提案内容は契約にどのように反映されているか。	採用された提案書は契約書の一部として添付され、請負者の履行義務となっている。

<p>るのか。</p>	
<p>(有川委員) 採用された提案書は契約書の一部として添付されるとのことだが、契約書の条項にその旨が記載されているのか。</p>	<p>契約書の第1条で明記している。</p>
<p>(有川委員) 契約締結日が平成30年2月5日となったのはなぜか。</p>	<p>本件については、当初は予算措置がなかったものであり、平成29年12月上旬に予算が確保できた。その後入札のための決裁を行い、平成30年1月4日に入札公告を開始、平成30年1月24日に入札書等を締め切り、平成30年1月29日に提案書の審査を実施した。 上記の状況が重なった結果、契約締結が平成30年2月5日になったものである。</p>
<p>(有川委員) 履行期間はいつからいつまでか。</p>	<p>平成30年2月5日から平成30年3月26日である。</p>
<p>(有川委員) 見積書を依頼した2者だけが早い時期から調達情報を知ることができたということになるが、なぜ他の業者には見積書の依頼をしなかったのか。</p>	<p>見積書の徴収に時間を要するため、今回見積書を依頼したのは2者に限定した。</p>
<p>(有川委員) タイトなスケジュールであったため、早く調達情報を知り得た業者は圧倒的に有利となる。 公平性を確保するためには、見積書を提出してもらえるか否かにかかわらず、調達情報は他の業者にもあまねく伝えるべきだったのではないか。</p>	<p>今後は見積業者数の増加に努めてまいりたい。</p>
<p>(高橋委員) なぜ急いで本件調査研究を行う必要があったのか。過去に作成された資料よりよい資料（調査研究結果報告書）が納品されたのか。</p>	<p>主観的な評価になるが、よい資料ができたと考えている。</p>

<p>(高橋委員) 資料はどのように活用されるのか。</p>	<p>今後また法人の見直し等を行う際に、体系的に整理された資料があれば、すぐに活用できるというメリットがあると考えている。</p>
<p>(高橋委員) 評価委員会の委員にも共有されるなどの活用は考えているのか。</p>	<p>今後、行政学の外部学識者や研究者の方にも提供し意見交換をしたいと考えている。</p>
<p>(北大路座長) 資料は外部の者もホームページで見ることができるのか。</p>	<p>確認をするが、可能な限り情報を提供したいと考えている。</p>
<p>(高橋委員) 資料が評価委員会の委員にも示されていくと、委員は非常に仕事をやりやすくなる。</p>	<p>可能な限り情報を提供したいと考えている。</p>

<p>【抽出案件2】(不落・不調随意契約) 電子調達システムの更改に向けた設計・開発・移行業務 契約相手方：(株) NTT データ 契約金額：950,000,443 円 (落札率 99.97%) 契約締結日：平成 30 年 3 月 7 日 競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(園田委員) 随意契約の理由を説明いただきたい。</p>	<p>本件は、当初一般競争入札を行い、開札を行った結果、予定価格以下の価格での入札がなく、落札者が出なかったため、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 99 条の 2 の規定により随意契約としたものである。</p>
<p>(園田委員) 競争入札のときは落札者がいなかったが、随意契約へ移行して予定価格を下回る金額で契約できるようになったのはなぜか。</p>	<p>まず競争入札の経緯としては、入札を 15 回行い、応札者数は 1 者であった。15 回入札を行ったが予定価格と入札金額に差があったため、15 回目の入札が終わった段階で入札を打ち切った。 その後随意契約に移行し、入札に参加した業者に再度見積書の提出を依頼したところ、予定価格を下回る金額</p>

	の見積書が提出されたため、契約に至ったものである。
(園田委員) 15 回目の入札金額と契約金額との差はいくらくらいあるのか。	15 回目の入札金額が 979,527,040 円(税抜)であり、約 1 億円の差である。
(園田委員) 随意契約に移行する際に請け負わせる業務の内容を変更したり、減らしたりはしたのか。	当初の仕様書で求めている必要な事項については変更していない。 業者からの提案のなかで加点を得るために記載していた部分があり、項目の実施方法を変更することで価格を下げられないかといった見直しを行った。一例だが、データ移行の作業については、業者からより詳細な確認を行いながらやるという提案があったが、工数を減らすことで金額は下げられるという話を聴取している。
(園田委員) 赤字となるような価格でも業者は請け負わなければならない状態になっているのではないかという点が懸念される。 また、加点部分について落としたとのことだが、業務のクオリティには影響がないのか。	本件は、平成 30 年 3 月に契約を締結し、現在執行段階である。要件定義や基本設計を行っているところである。業者に努力いただいているところもあると思うが、業者から契約金額が低くなったためできない部分がある、無理をしているという話は特に受けていない。 クオリティの面でも、しっかり対応していただいていると認識している。
(園田委員) 見積書では、人件費がいくらといった内訳を把握しているのか。	見積書を徴収した際に、人件費の積上額を確認している。
(有川委員) 最終的に随意契約となった場合、総合評価落札方式で入札してきたときの提案書は契約条項のなかで拘束されるのか。	提案書の内容は契約書の内容に盛り込まれることとなる。
(園田委員) 提案書に記載されている加点部分が落とされたから契約金額が下がったのではないのか。入札のときに提出された提案書から変更されたということか。	提案書に記載された項目自体がなくなるものではなく、項目の実施方法が変わっていると認識している。
(有川委員) 総合評価落札方式の場合、下記の事項について問題となりやすいため、よく整	承知した。

<p>理しておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用された提案書について、契約書でその履行が義務となっているのか。 ・履行が義務となった提案書の内容について、実際に履行されているのか。 ・履行されているかを誰がどのように確認を行うのか。 	
<p>(有川委員)</p> <p>契約書が、合意した提案書の内容となっているのか確認が必要である。合意の内容となっていないのであれば、契約書の修正を行い、最終的に履行確認ができるよう整えなければいけない。</p>	<p>確認をする。</p>

<p>【抽出案件3】(一般競争入札・総合評価落札方式)</p> <p>カンボジアにおける国民情報管理システムの導入に向けた調査研究の請負</p> <p>契約相手方：(株) 日立製作所</p> <p>契約金額：22,464,000 円 (落札率 100.0%)</p> <p>契約締結日：平成 30 年 1 月 25 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>1 者応札となった原因は何であったと推測しているのか。</p>	<p>主に 2 点あったと考えている。</p> <p>①カンボジア政府のシステム導入スケジュールに合わせる必要があったが、カンボジア政府との調整に時間を要したため、調達に十分な時間的余裕がなかった。</p> <p>②入札参加要件にクメール語の十分な知識を必須とし、かつ、カンボジア政府の有する機密性の高い個人情報を扱うことから、類似案件での十分な実績を有することを設けていた。</p> <p>この結果、業者は十分な体制が確保できず、応札者数がかなり限定されてしまったと考えている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>カンボジア政府のシステム導入の背景や調達スケジュールを見ると、日立製</p>	<p>(株) 日立製作所と (株) 富士通総研である。</p>

<p>作所が落札することが最初から予定されていたかのように思われる。</p> <p>見積書はどこから徴収したのか。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>(株) 富士通総研はカンボジア政府のシステム導入に知見があったのか。</p>	<p>(株) 富士通総研もカンボジアにおいて事業を実施している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>落札率 100%となったことについて、どのように分析をしているのか。</p>	<p>本件は5回の入札を行った結果、落札となったものである。5回目の入札額が予定価格と同額であったため、落札率が 100%となった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>応札者が1者であったのに入札を5回繰り返したことについては、どのように考えているのか。</p>	<p>入札にあたっては事前に入札説明書を配布しており、入札については1回目の入札で入札額が予定価格を下回らなかった場合は、直ちに再度の入札を行うことを明記している。入札説明書の記載のとおりに入札を行った結果、5回目の入札で入札額が入札予定価格を下回ったものである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>1回目の入札で予定価格を下回る金額での入札がなかった場合、再度入札を実施するのか、随意契約の手続に移行するのかについては、最初から明らかにしているのか。</p>	<p>通常は、落札されるまで入札を繰り返すことが多い。ただし入札額と予定価格との金額の開きや入札回数を総合的に考慮し、入札を中止して不落札とする場合もある。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>見積書の提出があった業者以外にも、本調達に興味を示した業者はあったのか。</p>	<p>仕様書をダウンロードしたが、入札に参加しなかった業者にアンケートを行ったところ、業者の他の業務との兼ね合いで入札参加を見送った、想定していた案件ではなかったなどの回答があった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>国際戦略局では、第4四半期に総合評価落札方式による調達を6件実施しており、同一の業者の入札参加が予想される案件の調達を短期間に複数実施していると考えられる。</p> <p>早く調達を実施すれば、複数の業者が入札参加できたと思われるが、いかが</p>	<p>本件については、カンボジア政府のなかでも普段やりとりがない省庁とまずは協力関係を構築するところから始める必要があったため、調整に時間を要した。</p> <p>しかし、調達が遅くなることは望ましくないと考えているため、早く調達できるよう今後も取り組んでいきたい。</p>

か。	
(有川委員) 実際にカンボジアで事業を行っている業者2者から見積書を徴収したとのことだが、ほかの業者の入札参加は想定できないということか。	必ずしもほかの業者が入札に参加できないとは考えていなかった。
(有川委員) ほかの業者の入札参加も見込まれるのであれば、今後どのような調達を実施されるのか知らせるためにも、想定される業者には見積書を依頼する必要がある。 見積書を徴収した2者のみが事前に調達情報を知り得て有利な立場となってしまう。	
(高橋委員) 総務省では(独)日本貿易振興機構とも情報交換をしているのか。	密接に情報交換をしている。
(高橋委員) 企業活動の詳しい情報を有しているため、やりとりがあるのであれば、情報を収集して見積書を徴収可能な業者が増えるのではないかと考えられる。	

<p>【抽出案件4】(一般競争入札・総合評価落札方式) 高精密マルチスペクトラルカメラを用いた遠隔病理診断の精度向上に関する調査研究の請負 契約相手方：NTTコミュニケーションズ(株) 契約金額：50,220,000円(落札率100.0%) 契約締結日：平成30年1月18日 競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答

<p>(片桐委員)</p> <p>1者応札となった理由をどのように推測しているのか。</p>	<p>本件は、平成29年12月14日に入札公告を開始し、平成30年1月18日に開札を実施した。調達の時期が遅く、特に年度末であったことからほかの業務との兼ね合いから入札に参加できない業者があったのではないかと推測している。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>入札公告が12月であったが、もっと早くに行くことはできなかったのか。</p>	<p>有識者の方に出席いただいている検討会において別の事業を実施していたところ、12月より少し前に有識者の方から本件について提案があったものである。</p> <p>提案があり検討した結果、本件事業も実施することとなり、入札公告が12月となった経緯がある。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>見積書はいつ、どの業者に対して依頼したのか。</p>	<p>11月中旬にNTTアドバンステクノロジー(株)とNTTコミュニケーションズ(株)に依頼している。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>その2者に見積書を依頼したのは、どのような理由か。過去に同様の案件で契約をしたことがある業者なのか。</p>	<p>事前に業者と打合せを行ったなかで、特に関心が高そうだった業者2者に依頼をした。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>見積書の内訳は、ほとんどが人件費となるのか。それともハード代の方が多いのか。</p>	<p>7～8割くらいが人件費となっている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>人件費の方が多いということは、調査の方法は人手による調査ということか。</p>	<p>そのとおりである。マーケット調査のほか文献調査や、病理医への医療上の有効性の聞き取り調査を行ったりしている。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>仕様書のなかに、病理医への聞き取り調査についても実施することが記載されているのか。</p>	<p>そのとおりである。病理医に評価していただく調査が含まれていた。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>本件のような事業を厚生労働省ではなく総務省で実施しているのはなぜなのか。</p>	<p>厚生労働省においては、制度や全国的な共通基盤等を一般に展開していく事業を行っている。</p> <p>総務省においては、新しい技術を活用し実証を行っている。本件については、総務省が実施するということで</p>

	役割分担をしている。
(片桐委員) 今後、総務省においては本事業でどのようなことを行う可能性があるのか。	引き続き医療分野における高精細映像技術の活用に関する調査研究を行っていく可能性がある。
(片桐委員) 今後実現した場合、システムの開発等は厚生労働省が行うのか。それとも総務省が行うのか。	システムの開発自体は、おそらく医療機器メーカー等の業者が行うものと認識している。
(片桐委員) 本件の調査結果はどのように厚生労働省を共有されているのか。	既に調査結果を連絡し、報告書も厚生労働省へ渡している。普段から厚生労働省と頻りに連絡をとっているため、総務省での調査結果等は厚生労働省と共有できている。
(片桐委員) 本件を平成 29 年度中に実施しなければならぬ緊急性が総務省にはあったのか。	新しい技術の医療分野への応用については、他国も含めて競争が激しい分野であるため、日本としての成果は早く出せた方がよいといった事情があり、今回検討会においてよい提案があったため、早く実施すべきと判断した。
(片桐委員) 本件の調査結果が活かされる場面は、通信事業者や高精細技術を扱うメーカーにとってメリットがあるのか。それとも医療全体の改革に繋がると考えているのか。	業者のメリットも、医療分野へのメリットも両方あると考えている。
(片桐委員) 通信事業全体でみると、どのようなメリットがあるのか。	本件は遠隔地から病理診断を行うということについて調査を実施しており、通信事業という観点からはネットワークの利活用がさらに進展すると考えている。
(片桐委員) なぜ見積書は 2 者からしか徴収しなかったのか。さらに多くの者から徴収する予定はなかったのか。	2 者以上の見積書を徴収するという調達手続のルールがあったため 2 者へ見積書を依頼したが、2 者に限定したという意図はない。

<p>(片桐委員)</p> <p>見積書を徴収した業者が2者ともNTTグループであった点についてはいかがか。同一グループからの見積書の徴収についてルール等はないのか。</p>	<p>本件の関心が高かった業者が2者とも偶然NTTグループであったもので、NTTグループであるという理由から見積書の提出を依頼したというわけではない。</p> <p>同一グループからの見積書の徴収について、特段制限は設けていない。</p>
<p>(片桐委員)</p> <p>今のビジネス環境の流れにおいては、グループ会社は一体と認める部分もあるため、グループ会社以外の業者からも見積書を提出してもらった方がよいのではないか。</p>	<p>承知した。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>1者応札の防止や調達に公平性を確保するため、年間の調達計画を早期に公表するよう各省庁で注意喚起されているところである。</p> <p>本件の場合、急遽実施が決まったため調達計画を公表することができなかったため、事前の見積書の徴収の段階で公平性を確保する必要がある。</p> <p>それにもかかわらず、関心を示していた業者にしか見積書を依頼していない。2者に限定せず、幅広く調達情報を業者に伝えるべきである</p>	<p>調達計画の情報については、上半期と下半期にそれぞれホームページで公表しているが、本件のような急遽決まった案件で、公表していない調達案件の情報発信方法は検討を行っていく。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>どの業者も人手不足であるため、短期間に集中的に人員を確保できる業者はないことを考えると、喫緊で年度内に実施しなければならない事業以外の調達は避けるべきである。</p> <p>請負業務の質を確保するためにも、業者がゆとりを持って業務ができるような調達の方法をとる必要がある。</p>	

